

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する 小委員会検討結果報告書

平成15年10月24日

田沢湖・角館・西木合併協議会
会長 田沢湖町長 佐藤清雄 様

議会議員及び農業委員会委員の定数
及び任期の取扱いに関する小委員会
委員長 山本陽一

平成15年6月27日開催の第3回合併協議会で付託されました、議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての小委員会における検討結果について、小委員会設置規程第7条の規定により次のとおり報告します。

記

1. 付託された協議事項

- 協議案第 10号 議会議員の定数及び任期の取扱い
協議案第 11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

2. 会議の経過等

【第1回会議】

開催日時・場所

7月15日(火)午後2時から 田沢湖町役場3階 第4・5会議室

協議内容

- (1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて検討
- (2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて検討

協議経過等

会長のあいさつ後、付託された協議事項「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての概要や合併特

例法における特例措置の解説や、メリット・デメリット等について、他の協議会の実例を交えながら、事務局から詳細な説明を受けた後、付託協議事項の検討を行っております。

【第2回会議】

開催日時・場所

8月7日(木)午後1時30分から 西木村総合開発センター農林研修室

協議内容

- (1) 正副委員長の互選
- (2) 委員会スケジュール(案)について
- (3) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて検討
- (4) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて検討

協議経過等

委員会開会后、正・副委員長の互選を行い、スケジュールを決定しております。その後、付託協議事項について、順次協議を行っております。さらに、各委員の考え方について意見を伺い、詳しい検討を行っております。

役職名	町 村 名	氏 名	備 考
委員長	田沢湖町	堀川光博	
副委員長	角館町	山本陽一	
副委員長	西木村	藤井けい子	

【第3回会議】

開催日時・場所

8月25日(月)午後1時30分から 西木村総合開発センター農林研修室

協議内容

- (1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについての各町村議会の意向調査
- (2) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて検討
- (3) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての検討

協議経過等

委員会開会后、各町村議会議長より、「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、現時点の議会の意向等について意見を聞いた後、付託された協議事項について、順次協議を行っております。

各議会の概ねの状況は、次のとおりでした。

各 町 村 議 会 の 状 況

議 会 名	各 町 村 議 会 の 意 向 等
田沢湖町議会	<p>「合併特例法による在任特例を適用する」という意向で、在任期間は、1年6か月を考えている。</p> <p>特例期間終了後の定数は、まだ、検討していないが、法定定数の26人が適当との発言もある。</p>
角館町議会	<p>「合併特例法による特例を適用しない」で合併後50日以内に市長選と同時に設置選挙を行う。</p> <p>定数は、最初は26人で、24人、22人と削減していくべきと考えている。</p>
西木村議会	<p>「合併特例法による在任特例を適用する」という意向で、在任期間は、協議していないが2年、1年6か月には、こだわらない。</p> <p>特例期間終了後の定数は、行政区が広いので、23人～25人が適当と考えている。</p>

【第4回会議】

開催日時・場所

9月12日(金)午後1時30分から 西木村総合開発センター農林研修室

協議内容

- (1) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての各町村農業委員会の意向調査
- (2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて検討
- (3) 議会議員の定数及び任期の取扱いについての検討

協議経過等

委員会開会后、堀川小委員長より提出された辞任願いを受理し、新委員長に山本副委員長、副委員長に小松委員を選任しております。

その後、3町村の各農業委員会会長より、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、意向を伺う予定であったが、9月9日付けで協議会会長あてに、要望書が提出されており、3町村の意見集約がなされているということで、3町村の農業委員会を代表して田沢湖町の農業委員会会長より、要望書の説明を伺い、その後、意向等について意見を聞き、付託された協議事項について、順次協議を行っております。

各農業委員会の意向は3町村とも同じで、次のとおりでした。

区 分	3 町村農業委員会の意向
任期の取扱いについて	<p>3 町村とも、農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項の(境界変更の場合の特例)規定を適用し、合併後 3 町村の農業委員会をそのまま引き継ぎ、平成 17 年 7 月 19 日の任期満了まで在任する。(選挙委員 35 人、選任委員 15 人 計 50 人)</p> <p>【理 由】</p> <p>設置選挙となった場合、選挙後会長が選任されるまで空白期間が生じ、農業委員会の行うべき、「農地の競売の適格証明」、「耕作証明」、「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明」等の証明発行等農地法の事務処理ができなくなり事務が滞る。その間、農業者が不利益を被る。また、選任の委員も在任することができること。</p>
選挙委員の定数及び選挙区について	<p>定数基準いっぱいの 30 人とする。選挙区については、旧町村毎に選挙区を設置してほしい。なお、農委法適用後は、3 町村に一つの農業委員会とする。</p> <p>【理 由】</p> <p>農委法の特例適用後の選挙委員の定数は、合併後一人当りの農業委員の担当する地域が相当広域化することが予想されることから、定数基準いっぱいの 30 人とする。</p> <p>選挙区については、合併に伴って農業委員会の区域が広域化する中で、地域の実情把握や地域バランスを考慮し、地域に密着した農業委員会活動を強化しなければならないことから、旧町村毎に選挙区を設置する。選挙区が一つだと、面積が広く地域が偏ることが考えられる。</p>

【第 5 回会議】

開催日時・場所

10 月 10 日(金)午後 1 時 30 分から 西木村総合開発センター農林研修室

協議内容

- (1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについての最終検討
- (2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての最終検討
- (3) 合併協議会への報告内容検討、最終確認

協議経過等

委員会開会后、ただちに「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての最終検討を行っております。いままで、4 回の会議結果

を踏まえ、委員全員から、それぞれのご意見を伺い小委員会の意向を集約し、小委員会を終了しております。

3. 協議の結果

議会議員の定数及び任期の取扱い …別紙 1 のとおり。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い …別紙 2 のとおり。

小委員会としての調整内容
<p>3町村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>新市の議会議員の定数は24人とする。</p>
上記選定理由
<p>【在任特例の適用について】</p> <p>合併後の町村の均衡ある発展に配慮するには、旧町村の議会議員が一定期間在任し、地域住民の声を反映させる必要があります。旧町村の議員は概ね各地域から選出されており、地域住民の声が十分に届きやすくなります。しかし、原則を適用すれば、定数が大幅に減るため議員不在の地域が出てくることも考えられます。</p> <p>新市設置時、首長、議員が共に失職し、同時選挙となった場合、行政運営、サービス等において住民が合併時の混乱を招く恐れもあり、これらを防ぐためにも旧町村の議員は必要と思われれます。</p> <p>また、旧町村から新市に引き継がれる最初の予算審議、旧町村の決算にも関わり、新市の行政運営を見届け、新しいまちづくりを円滑にスタートさせる必要があります。これらを考慮し、小委員会としては、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し旧町村の議会議員が一定期間在任することが適当と判断しました。</p> <p>【平成17年10月31日までの在任期間について】</p> <p>特別職が失職する中で、議員のみが特例制度を適用し長期間在任することは、財政上の問題もあり住民の理解を得られないと考えられます。先進事例でも、おおむね1年位の在任期間が多いことや、原則を適用する合併協議会も増加しております。</p> <p>新市の最初の予算審議、また、旧町村の決算にも関与でき、在任特例のメリットを生かすことができる最短の期間、さらに定例会の時期及び選挙の時期等も考慮し、総合的に検討した結果小委員会としては、平成17年10月31日まで在任することが、適当と判断しました。</p> <p>【定数24人について】</p> <p>新市の法定上限定数は26人ではありますが、同規模の人口3万人以上4万人未満の全国自治体の議員定数状況は、22人以下が8割を超えており、議員定数の削減が全国的な流れとなっております。しかし、合併という特殊事情並びに行政規模の問題、さらに合併当初は新市の一体感、均衡ある発展を</p>

進めることが必要であることなどを考慮し、総合的に検討した結果、小委員会としては、将来はさらに削減する必要があるとしながらも、定数24人が適当と判断しました。

小委員会としての調整内容
<p>3 町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 3 4 条第 1 項の規定を適用し、平成 1 7 年 7 月 1 9 日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする 3 つの選挙区を設けるものとする。</p> <p>選挙による委員の定数は、2 0 人とする。</p> <p>各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。</p>
上記選定理由
<p>【農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項の規定を適用し、平成 1 7 年 7 月 1 9 日まで新市の農業委員会として存続し、その後、一つに統合することについて】</p> <p>行政の効率化の観点から新市施行後新たな委員定数で 1 つの農業委員会を設置することが望ましいと考えますが、設置選挙を行った場合、約 2 ヶ月間「農地の競売適格証明」、「耕作証明」等の証明事務や農地法の許認可事務が滞り、住民サービスに支障をきたすことが危惧されます。そういうことから、現在の農業委員の任期である平成 1 7 年 7 月 1 9 日まで、3 町村の農業委員会を新市施行後もそれぞれ引き継ぎ、任期満了後新たに新市に 1 つの農業委員会を設置することが適当と判断しました。こうすることにより、約 4 ヶ月間旧体制で証明事務や許認可事務を行うことができるとともに、その期間内に住民周知等が行え、事務の停滞がおこらないと考えます。これは、3 町村の農業委員会からの要請でもあり、小委員会としても適当と判断しました。</p> <p>【選挙による委員の定数を 2 0 人とするについて】</p> <p>選挙による委員の定数が 2 0 人を超えると、農地部会を設置する必要があります。農地部会が設置されると、農地の異動に関する許認可、利用関係の調整、交換分合等の事務を総て農地部会で行うことになり、定数を法定上限の 3 0 人とした場合、農地部会以外の選挙委員 1 5 人が協議、審議に加わる機会がなくなることから、農地部会を設けず全員が今までのように、法令の審査等に当たった方がよいということや、合併による経費の削減、農家戸数等を考慮し、小委員会としては、2 0 人が適当と判断しました。</p> <p>【旧町村を区域とする 3 つの選挙区を設けることについて】</p> <p>農業委員は、農家や農地の実情把握が必要であり、担当区域を設けて地域に密着した活動を行っており、選挙区を設けず選挙を行って、地域的に片寄りが生じた場合、サービス低下を招く恐れがあります。そういうことから農業委員会の特性として旧町村を区域とする 3 つの選挙区を設け、バランスよ</p>

く各地域から選挙による委員を選出することが望ましい考えます。これは3町村の農業委員会からの要請でもあり、小委員会としても適当と判断しました。

【各選挙区ごとの定数については、合併時までに調整することについて】

各選挙区の委員の定数は、選挙人の数に比例して条例で定めることになるが、毎年3月31日で選挙人名簿が確定することから、合併時までに調整することが適当と判断しました。